

建築物省エネ法に関する広島県からのお知らせ

- 平成 29 年 4 月 1 日より、建築物省エネ法[※]の規制措置が施行され、建築主は一定規模以上の建築物を新築・増改築する際に、次の手続きが必要となりました。

※ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）

■ 2,000 m²以上の非住宅建築物の新築・増改築

工事着手前に、所管行政庁または登録省エネ判定機関による省エネ適合性判定を受けることが義務付けられました。

■ 300 m²以上の建築物（住宅・非住宅）の新築・増改築

現行の省エネ法に引き続き、工事に着手する 21 日前までに、所管行政庁へ省エネ計画の届出が必要です。（基準適合義務の対象となる 2,000 m²以上の非住宅建築物の新築・増改築については、届出は不要です。）

- 広島県内の省エネ適合性判定・届出の窓口（所管行政庁）は、次のとおりです。

所管行政庁	窓 口	電話番号	建 設 地
広島県	土木建築局建築課	082-513-4183	-
	西部建設事務所建築課	082-250-8158	竹原市, 大竹市, 安芸高田市, 江田島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町, 大崎上島町
	東部建設事務所建築課	084-921-1311(代)	府中市, 世羅町, 神石高原町
	北部建設事務所建築課	0824-63-5181(代)	三次市 [※] , 庄原市
広島市	都市整備局指導部建築指導課	082-504-2288	広島市
呉市	都市部建築指導課	0823-25-3511	呉市
福山市	建設局建築部建築指導課	084-928-1104	福山市
東広島市	都市部建築指導課	082-420-0956	東広島市
三原市	都市部建築指導課	0848-67-6122	三原市
尾道市	都市部建築指導課	0848-38-9245	尾道市
廿日市市	建設部建築指導課	0829-30-9195	廿日市市
三次市	建設部都市建築課	0824-62-6385	三次市 [※]

※ 三次市内の建築基準法第 6 条第 1 項第四号の建築物は、三次市が窓口になります。

- 省エネ適合性判定は、上記の所管行政庁以外に、登録省エネ判定機関でも受けることができます。

窓口となる登録省エネ判定機関の連絡先は、「住宅性能評価・表示協会」のホームページで検索することができます。